

室蘭てつのまち振興会 会則

(名称)

第1条 本会の名称は室蘭てつのまち振興会とし、事務所を代表宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、室蘭の「むかし」を調べ、「いま」を記録し、「あした」の賑わいに繋げることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 調査研究事業

- 室蘭市及び周辺地区に関する資料の収集
- 室蘭市及び周辺地区の歴史や記録に関する調査研究
- 室蘭市及び周辺地区の現在に関する記録

(2) 周知広報事業

- 写真展等の展示企画
- 市民向け講座の企画・実施
- まち歩きツアー等のガイド受託
- ふるさと講座等への講師派遣
- 出版事業

(3) 情報発信事業

- インターネットを通じた情報発信

(4) その他、目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 本会への参加を希望する場合は、代表の承認を以て参加できる。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 若干名

第6条 代表は会員の中から互選し、副代表は代表が指名する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 代表は、本会を代表し、事務を行い、会務を総理する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けた時には、その職務を代行する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とする。ただし再任は妨げない。

第9条 役員が欠けた場合における後任者の仕事は、前任者の残任期間とする。

(経費)

第10条 本会の経費は、次に掲げるものを以て充てる。

- (1) 事業に伴う収入
- (2) 寄付金・協賛金
- (3) 負担金および補助金
- (4) その他の収入

第11条 本会は、剰余金を分配することはできない。

第12条 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日を以て終了する。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は代表が別に定める。

第15条 本会が目的を達成し、解散する場合、解散時に本会が有する剰余財産については、室蘭市に寄贈するものとする。

附則

- (1) この規約は、令和5年7月11日から施行する。